

令和7年度

子ども会に入ろう！

福岡市子ども会育成連合会

<問い合わせ先>

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 2-8-1 博多区役所 9 階

電話番号: 092-402-1695 FAX 番号: 092-402-1696

E-mail : fukuokashi@kodomo-kai.or.jp

HP : <http://www.kodomo-kai.or.jp/fukuokashi/>



子ども会は、子どもたちに生きる力と輝きを育み、
体験を通して感動が生まれ、輝く夢を与える活動を行なっています。

子ども会の活動、取り組み

☆仲間遊び ☆エコ活動 ☆緑化運動 ☆スポーツ活動 ☆慰問・訪問活動
☆食育活動 ☆生活習慣向上運動 ☆伝承芸能活動 ☆募金活動



お住まいの地区の子ども会を通して、福岡市子ども会に加入すれば、
活動中のけがや事故に備えた全国子ども会安全共済等の対象になります。

〔全国子ども会安全共済〕

- 子ども会活動中に、会員本人が負ったけがや病気に対して、死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金が支払われます。詳しい内容は、裏面をご覧ください。

〔賠償責任保険〕

- 子ども会活動中の事故により、主催者以外の会員や第三者を死傷させたり、第三者の財物に損害を与えた場合、もしくは他人から預かった財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金が支払われます。詳しい内容は、全国子ども会連合会のホームページをご覧ください。

☆福岡市子ども会育成連合会 年会費 1人 **200 円**

内訳	全国子ども会安全共済掛金	50 円
	全国子ども会連合会運営費	20 円 (子ども会賠償責任保険料含む)
	福岡市子ども会育成連合会運営費	130 円

- 加入書類などは、福岡市子ども会から配布するほか、全国子ども会連合会のウェブサイトから、ダウンロードできます。また、インターネット加入ができる場合もありますので、市や校区の子ども会にご確認ください。

全国子ども会安全共済会のご案内

—令和7年度—

ご加入の前に必ずお読みください（共済約款ほか抜粋）

この共済は、被共済者が共済期間中の子ども会活動中に被った傷害又は疾病について、共済約款の規定に従い共済金をお支払いするものです。

1. 補償の対象となる「子ども会活動」とは

- (1) 次のいずれかによる活動を子ども会活動という
- ①子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（18歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動
- ②子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
- ③子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動

(2) 前項の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

2. 共済期間の制限

令和7年4月1日0時より令和8年3月31日24時までの一年間
期間の途中から加入の場合は、加入手続きが完了した日の翌日0時から令和8年3月31日24時まで。

3. 共済契約者の範囲

- ①全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織の代表者
- ②都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織がない場合は、都道府県（指定都市）子連に加盟する子ども会連合組織または単位子ども会の代表者
- ③全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村（区）子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者
- ④全国子ども会連合会および全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連の事務局代表者

4. 被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村等子連、都道府県（指定都市）子連に所属する者。
(0歳から加入可。加入年齢制限なし。4月1日現在3歳以下の者が加入する場合は、保護者、祖父母又は親族（18歳以上）の加入が必要)

5. 共済掛金とその他の会費

共済掛金は被共済者1名年額50円

共済掛金のほかに全国子ども会連合会運営費と都道府県（指定都市）子連運営費が必要になります。

6. 共済金額

- (1) 死亡共済金 600万円
- (2) 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて7万円～600万円
- (3) 医療共済金 健康保険等を適用した医療費総額の30%

（支払限度額50万円）

7. 加入手続き（4月1日加入の場合）（期間の途中から加入も可）共済契約者は、都道府県（指定都市）子連あてに以下の手続きを完了すること。

- ①令和7年3月31日までに共済契約申込書を提出する。
- ②令和7年4月1日より5月31までの間に指定の金融機関に共済掛金を振り込む。
- ③令和7年4月1日より5月31までの間に加入者名簿、年間行事計画書を提出する。（ネット加入の場合はネット入力完了のこと。）

8. 万一事故が発生した場合

（1）事故の通知

被共済者が、共済金を支払う場合の傷害又は疾病を被った場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害又は疾病的程度を都道府県（指定都市）子連に通知すること。

（2）共済金の請求

①当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができる。

- (ア) 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
- (イ) 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
- (ウ) 医療共済金については、平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

②被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを請求する場合は、

共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出すること。

③共済金請求権は共済金請求の事由が発生した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅する。

9. 共済金をお支払いする場合

（1）死亡共済金

①被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した時

②被共済者が子ども会活動中に突然死（上記が適用されない疾病により急死）した時

（2）後遺障害共済金

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となった時

（3）医療共済金

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として医師の治療又は柔道整復師による施術を受けた時

ただし、以下の場合は支払対象外

①平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費

②事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費

③総医療点数が333点以下（医療共済金の額が1,000円以下）の場合

④共済金の支払い期間中に重複して支払い事由が発生した場合

10. 共済金をお支払いしない場合

（1）次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病に対しては、共済金を支払いません。

①共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失

②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。

④被共済者が飲酒後に発生した当日中の事故等。

⑤被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

（ア）法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間

（イ）麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

（ウ）自転車に二人乗りしている間（法令で認められる場合を除きます。）

⑥被共済者の妊娠、出産、早産又は流産

⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動

⑧地震もしくは噴火又はこれらによる津波

⑨核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

⑩⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑪⑯以外の放射性照射又は放射能汚染

⑫喘息・癲癇の持病

⑬安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等

⑭被共済者が学校管理下にある間に発生した事故等。ただし、被共済者が児童・生徒でない場合には、共済金を支払います。

（2）当会は、医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係がないことが医師等により明確に判断される傷害又は疾病の場合は、共済金を支払いません。

（3）当会は、被共済者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

（4）当会は、次の傷害に対しては共済金を支払いません。

①オズグッド病・野球肘・疲労骨折

②感染症法に基づく感染症。ただし、感染経路が明確に判明した食中毒は除く。

本ご案内は、「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しておりますが、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規程をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。

子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

[施設所有（管理）者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約。
特約の一部不適用に関する特約（施設所有（管理）者用）・借用イベント施設損壊補償特約・借用イベント施設損壊補償の免責金修正特約・飲食物危険補償特約セット]

この保険は

- ① 「公益社団法人全国子ども会」が契約者となって保険料を負担し契約しているものであり、主な補償内容をご案内するものです。（会員の皆さま各々に、加入をおすすめしているものではありません）
- ② この保険は「子ども会活動中」の事故により、**主催者（注1）以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えた**り、もしくは他人から預かった財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している主催団体（注2）や指導者等（安全共済会加入者に限る）（注3）や放課後子供教室、放課後児童クラブおよびそれらに準ずる団体（全国子ども会安全共済会加入団体に限る）が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

- （注1） 主催者は、全子連および主催団体の役員、全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会名簿に記載された指導者（満18才以上の者に限ります）。
育成者および仕事を委嘱された者で、主催者業務を行なう者をいいます。
※主催者業務を行う者が主催者となるため、行事ごとに主催者は変わります。
- （注2） 主催団体とは都道府県、指定都市、市区町村等の子ども会連合組織および単位子ども会をいいます。
- （注3） 指導者等とは全子連または全子連に加盟した主催団体ごとの子ども会安全共済会名簿に記載された指導者（満18才以上の者に限ります）、育成者および仕事を委嘱された者をいいます。
■この保険は各子ども会行事の主催者側の損害賠償責任を補償するものであり、主催者側でない、ただ行事に参加しているだけの会員の個人の損害賠償責任を補償するものではありません。

■保険期間（ご契約期間） 令和7年4月1日午後4時から令和8年4月1日午後4時まで ■保険金額（ご契約金額） お支払い金額は以下のとおりです。

◆施設所有（管理）者賠償責任保険

（借用イベント施設損壊補償特約＋借用イベント施設損壊補償の免責金額修正特約＋飲食物危険補償特約セット）

身体障害	1名につき 1事故につき	1億円 5億円	免責金額なし	財物損壊	1事故につき	200万円	免責金額なし
借用イベント 施設損壊補償特約	他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什（じゅう）器備品の不測かつ突発的な偶然な事故による損壊について負担する法律上の損害賠償責任を補償します。						
飲食物危険補償特約	特別約款により免責となる「飲食物の提供に起因する損害賠償責任」を補償します。ただし、保険期間中に提供し、保険期間中または保険期間終了後72時間以内に発生した身体障害に限ります。						

◆受託者賠償責任保険

補償対象例：運動会時に借りたテントを壊した。廃品回収時に借りたりヤカーレを壊した。（借用した自動車は補償対象外です）

財物損壊	1事故・ 保険期間中 につき	1,000万円	免責金額 3,000円	受託物（レンタル品を含む）を保管施設外において運送している間（積込みもしくは積卸し作業または積卸し作業後の荷役作業を含みます）の受託物の破損に起因する損害賠償責任を補償します。外部から賃借したモノ（建物と同時に賃借したわけないモノ）について運送中も含めて補償対象になります。
-------------	----------------------	---------	----------------	---

■お支払いする保険金

・損害賠償金 ・争訟費用 ・権利保全行使費用 ・緊急措置費用 ・協力費用 ・損害防止費用

■保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意による事故の損害賠償責任
- ② 子ども会活動に参加するまでの往復中の事故の損害賠償責任
- ③ 被保険者と他人との間に損害賠償責任についての特別な約定がある場合、その約定により加重された損害賠償責任
- ④ 全子連および主催団体役員ならびに指導者等が、自らが主催者として参加する子ども会活動によって被った身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑤ 子ども会活動に参加している子どもの行為により全子連および主催団体の役員ならびに指導者等が被った身体障害に対する損害賠償責任ただし、満18才未満の者が被った身体の障害に起因する損害を除きます。
- ⑥ 全子連および主催団体が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑦ 自動車、航空機、昇降機（小荷物専用昇降機は除きます。）、施設外における船・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任など

※この保険は法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いするものです。そのため、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は対象外となります。

（例）スポーツ活動中に競技者同士が起こした事故（正当な競技規則に従って行為していた場合）や闘争行為（喧嘩）により発生した事故は法律上の損害賠償責任が発生しないため対象外となるのが一般的です。

■過失割合に応じ保険金をお支払いします。またこの保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

■免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。（被保険者の自己負担となります。）

このチラシは概要を説明したものです。詳しくは施設所有（管理）者賠償責任保険および受託者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

■取扱代理店

株式会社 保険代行社
〒141-0031
東京都品川区西五反田3-7-14 三信ビル9F
TEL 03-6631-4366 FAX 03-6631-4367

■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業課
〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 050-3460-8162 FAX 03-6734-9609

(2024年10月承認)B24-102491